

札幌市身体障害者更生相談所設置条例の一部を改正する条例案

令和4年（2022年）2月15日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市身体障害者更生相談所設置条例の一部を改正する条例

札幌市身体障害者更生相談所設置条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 題名を次のように改める。

札幌市障がい者更生相談所設置条例

(2) 第1条中「身体障害者の」を「身体障害者及び知的障害者の」に、「（以下「更生相談所」という。）」を「及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所として、札幌市西区二十四軒2条6丁目に札幌市障がい者更生相談所」に改める。

(3) 第2条を削る。

(4) 第3条の見出しを「（運営）」に改め、同条中「施設」を「札幌市障がい者更生相談所」に、「管理」を「運営」に改め、同条を第2条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（札幌市知的障害者更生相談所設置条例の廃止）

2 札幌市知的障害者更生相談所設置条例（平成5年条例第15号）は、廃止する。

（札幌市職員特殊勤務手当条例の一部改正）

3 札幌市職員特殊勤務手当条例（平成11年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「身体障害者福祉センター又は知的障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める。

(理 由)

札幌市身体障害者更生相談所及び札幌市知的障害者更生相談所を札幌市障がい者更生相談所として統合するため、本案を提出する。